

# 令和4年度 内閣府税制改正要望



令和3年8月  
内閣府



# 令和4年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

## 地方創生の推進

### ◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長

#### (法人税、所得税、法人住民税、事業税) ☆

- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を延長(2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。

### ◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 (所得税)

- 中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置(寄付金控除)の適用期限を2年間延長する。

### ◆国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合に、取得価額の45%(建物等は23%)の特別償却又は14%(建物等は7%)の税額控除等ができる現行の特例措置の適用期限を2年間延長する。

### ◆国家戦略特区における所得控除制度の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして大臣の指定を受けた法人について、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる現行の特例措置の適用期限を2年間延長する。

### ◆国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 (所得税)

- 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額(8百万円限度)と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置の適用期限を2年間延長を行う。

### ◆国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 総合特別区域法に定められた指定法人が、国際戦略総合特区内において、機械等の取得等をした場合に、取得価額の34%(建物等は17%)の特別償却又は10%(建物等は5%)の税額控除ができる現行の特例措置の適用期限を2年間延長する。

※ ☆は新設、☆は拡充



## 令和4年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ②

### 民間資金等活用事業(PFI)の推進

#### ◆民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充 ☆

(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

- PFI法に規定する選定事業により整備される公共施設等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税について、課税標準額を1/2とする現行の措置について、非課税とするとともに、特例措置の対象施設等を拡充する。

#### ◆民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長(事業税)

- 民間資金等活用事業推進機構に係る法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする特例措置を延長する。

### 沖縄振興に関する施策の推進

#### ◆沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等 (法人税、法人住民税、事業所税)

- 沖縄県において、高い国際競争力を有する観光地の形成を促進するため、観光地形成促進地域における課税の特例措置を拡充・一部見直し(対象施設の改廃、事業認定の導入)の上、適用期限を2年間延長する。

#### ◆沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (法人税、法人住民税、事業税、事業所税)

- 沖縄県において、情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業地域・特別地区における課税の特例措置を拡充・一部見直し(事業認定の導入)の上、適用期限を2年間延長する。

#### ◆沖縄の産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における課税の特例措置の延長等

(法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税)

- 沖縄県において、製造業等のイノベーションを促進するため、産業イノベーション促進地域(仮称)における課税の特例措置を拡充・一部見直し(事業認定における認定要件の追加)の上、適用期限を2年間延長する。

#### ◆沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 (法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、事業所税)

- 沖縄県において、国際物流拠点産業の集積を図るため、国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置を拡充・一部見直し(事業認定の導入)の上、適用期限を2年間延長する。

#### ◆沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 (法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税)

- 沖縄県において、経済金融の活性化を図るため、経済金融活性化特別地区における課税の特例措置を拡充の上、適用期限を2年間延長する。



## 令和4年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ③

### 沖縄振興に関する施策の推進

#### ◆沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等（法人税、所得税）

- 沖縄県において、離島地域の活性化を図るため、離島における旅館業用建物等の課税の特例措置を拡充・一部見直し(対象資産の内容確認の要件化)の上、適用期限を2年間延長する。

#### ◆沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置（航空機燃料税）

- 沖縄県において、交通コストの低減により経済を牽引する観光と物流の振興を図るため、所要の措置を講ずる。

#### ◆沖縄の特定免税店制度の延長等（関税）

- 沖縄県において、ショッピングの魅力を高めることにより観光振興を図るため、課税の特例措置を拡充の上、適用期限を2年間延長する。

#### ◆沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長（石油石炭税）

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給の確保、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を2年間延長する。

#### ◆沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給の確保、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を2年間延長する。

#### ◆特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長（法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税）

- 沖縄県において、駐留軍用地の返還後の有効かつ適切な跡地利用を促進するため、公共用地の先行取得に係る課税の特例措置を延長する。

#### ◆沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の段階的廃止等（酒税）

- 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置について、軽減率を段階的に引き下げ廃止する。

#### ◆沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長（揮発油税、地方揮発油税）

- 沖縄県において、ガソリン価格の抑制及び本島・離島間の石油製品価格の平準化を図るため、課税の特例措置の適用期限を2年間延長する。

### 政府系金融機関による資金繰り支援

#### ◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減を図るため、当該事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長する。

# 令和4年度税制改正要望(案)

(参考資料)

令和3年8月

内閣府

## 目次

### 【国家戦略特区の推進】

1. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 ..... 8ページ
2. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 ..... 9ページ
3. 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長 ..... 10ページ
4. 国家戦略特区における所得控除制度の延長 ..... 11ページ
5. 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 ..... 12ページ
6. 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長 ..... 13ページ

## 【民間資金等活用事業(PFI)の推進】

7. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した

公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充 ..... 14ページ

8. 民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長 ..... 15ページ

## 【沖縄振興に関する施策の推進】

9. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等 ..... 16ページ

10. 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 ..... 17ページ

11. 沖縄の産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における課税の

特例措置の延長等 ..... 18ページ

12. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 ..... 19ページ

13. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 ..... 20ページ

14. 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等 ..... 21ページ

## 【沖繩振興に関する施策の推進】

- |   |       |
|---|-------|
| 15. 沖繩路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置                  | 22ページ |
| 16. 沖繩の特定免税店制度の延長等                          | 23ページ |
| 17. 沖繩発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長             | 24ページ |
| 18. 沖繩電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長 | 24ページ |
| 19. 特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長     | 25ページ |
| 20. 沖繩県産酒類に係る酒税の特例措置の段階的廃止等                 | 26ページ |
| 21. 沖繩の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長                  | 27ページ |

## 【政府系金融機関による資金繰り支援】

- |  |       |
|--|-------|
| 22. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の<br>非課税措置の延長 | 28ページ |
|--|-------|

## 【その他】

- |       |       |
|-------|-------|
| 従要望一覧 | 29ページ |
|-------|-------|

# 地方拠点強化税制【適用期限：令和4年3月末】

## 1. 地方拠点強化税制の概要

- 地方での雇用を創出するため、企業が**本社機能（※）の全部または一部を地方へ移転**する場合や、**地方にある拠点の強化**を行う場合に、建物等の取得価額や雇用の増加数に応じた**税制優遇措置**を講じる。  
(※) 事務所、研究所、研修所

## 2. 整備計画の認定状況（令和3年6月末時点）

- 事業件数 **488件**

うち、本税制の適用実績（平成27～令和元年度）

【オフィス減税】 **119件**

【雇用促進税制】 **35件**

- 雇用創出人数 **18,735人**

## 3. 地方拠点強化税制の効果と課題

- コロナ禍でのテレワークやリモート会議の導入が進む中、**本社機能全てを東京に置く必要性は減少**。また、近年頻発する災害等に備えたリスク分散の観点からも、東京等の**本社機能を代替・補完する地方拠点の整備**は重要な課題。
- 本社機能移転への関心は高まっているものの、大半が**東京23区内や東京圏内に留まる**傾向。
- 地方創生や、BCPの観点から、**東京圏からさらに一歩地方に踏み出す**企業のインセンティブを高めることが重要。
- 本社機能の移転には、「地方での人材確保」「コスト」「社外との関係維持」等の様々な課題があるところ、本税制措置を講じることで、**コスト面から企業の経営判断を後押し**していく。

## 4. 令和4年度税制改正要望案

- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の**適用期限を延長（2年間）**するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた**適用要件の緩和等の拡充**を行う。

## 移転型（東京23区からの移転の場合）

地域再生計画（都道府県作成→国認定）

特定業務施設整備計画（事業者作成→知事認定）

## 拡充型（地方の企業の本社機能強化）

### 地方拠点強化税制

#### オフィス減税

建物の取得価額に対し、  
税額控除 7%又は特別償却 25%

建物の取得価額に対し、  
税額控除 4%又は特別償却 15%

#### 雇用/促進税制（税額控除）

初年度：最大 90万円/人  
3年間計：最大 170万円/人

初年度のみ：最大 30万円/人

(※) 非正規雇用者は控除対象外

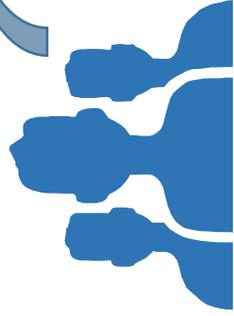
# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長

## 【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。（これまでの税制適用実績は3件。本措置に関わる地域再生計画の認定は6件。）

## 【制度概要】

地域住民の参画



【個人出資者】

（地域住民・地域外の支援者など）

出資



寄附金控除の対象

「対象企業への出資額－2,000円」を  
その年の総所得額から控除

雇用・生活サービス

## 株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

(株)地域商社おがの（埼玉県小鹿野町）(株)SD-WORLD（山口県長門市）(株)豊かな丘（長野県豊丘村）  
令和3年度増資予定 令和2年5月設立 平成29年12月設立



産直市場の運営



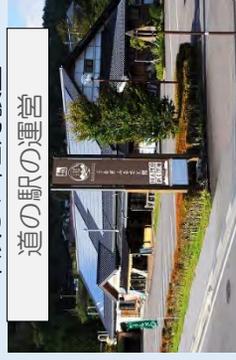
ゲストハウスの運営



産直市場の運営

(株)百匹目の猿（長野県売木村）

平成31年2月設立



道の駅の運営



ジビエ料理の提供



スーパーの運営

〔対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）  
・社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等〕

## 【要望内容】

地域運営組織の持続可能な運営を実現するインセンティブとして本税制は重要な制度であり、引き続き法人化による住民の参画と資金調達力の向上を促すため、適用期限を2年間延長する。

# 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等特例措置の延長

## 要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除の特例について、措置の延長を行う。

## 現行制度

### 機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

- 10 ※スーパースィーティ区域についても国家戦略特別区域認定を受けることから特区税制の適用が可能。

## 要望内容

適用期限を2年間延長する。（令和4年3月31日→令和6年3月31日）

## 要望の目的

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、これまで56回の区域会議を開催し、381事業の区域計画を認定するなどその取組は着実に進展。今後、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。

## 改正の効果

国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する。

## 活用実績

平成26年度～令和元年度

3特区（東京圏、関西圏、新潟市） → 13件（事業分野：医療5、国際7、農業1）

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

## 要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例（事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度）について、措置の延長を行う。

## 現行制度

※スーパーシティ区域についても国家戦略特別区域認定を受けることから特区税制の適用が可能。

### ①対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、②の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。（法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象）※スーパーシティ事業にも適用可能。

### ②対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等※」

※ 一定のIoT等：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

### ③主な法人指定要件

【指定期限】 令和4年3月31日

→ 【設立時期】 国家戦略特区の指定日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）以外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

## 要望内容

法人の指定期限を、令和6年3月31日まで2年間延長する。

## 要望の目的

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、確実に進展しており、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。

## 改正の効果

国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する。

## 活用実績

平成26年度～令和元年度

1 特区（福岡・北九州市） → 1 件（事業分野：製造）

# 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長

## 要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められていた国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、2年間の延長を行う。(H27年度創設)

## 制度概要

○出資に係る所得控除 ※スーパースィティ区域についても国家戦略特別区域認定を受けることから特区税制の適用が可能。

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。※スーパースィティ事業にも適用可能。

・控除額：株式取得に要した金額(80万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

・適用対象：適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人

・会社要件：(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下) 設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加で、売上高営業利益率 2%以下 など

(2)農業・医療・バイオ分野の中小企業

設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など

・適用期限：(現行)令和4年3月31日 → (要望)令和6年3月31日まで延長

## 要望の目的

本税制措置により、ベンチャー企業の創業を促進、成長する環境を整備することで、国家戦略特区において、民間の能力を十分発揮できる「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の実現を図り、経済の成長につなげる。

## 改正の効果

ベンチャー企業への投資が増加することで、ベンチャー企業の創業を促し、先進的・革新的な技術や製品開発が促進される。国家戦略特区において、経済活動のエンジンとなるベンチャー企業の起業・成長が促進されることで、雇用やイノベーションの創造に寄与する。

## 活用実績

平成26年度～令和元年度

1 特区 (仙台市) → 1 件 (事業分野：観光)

# 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長

## 要望内容

現行の国際戦略総合特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除の特例について、**適用期限を2年間延長する。(令和4年3月31日→令和6年3月31日)**

## 現行制度

### 機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

#### 【対象分野】

- ①環境負荷低減、保全に関する研究開発等  
...環境配慮型自動車、再生可能エネルギー源、先進的技術を用いた電池等
- ②高度な医療技術、医療機器、医薬品に関する研究開発等  
...放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器等
- ③高度な産業技術に関する研究開発等  
...炭素繊維、航空機の機体、半導体集積回路等

13

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	34%
	建物及びその附属設備並びに構築物	17%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	10%
	建物及びその附属設備並びに構築物	5%

【設備等取得の期間】法人指定の日から令和4年3月31日まで

## 制度趣旨

産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者が連携して申請した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化の施策を集中的に推進し支援を行うものである。

## 活用実績

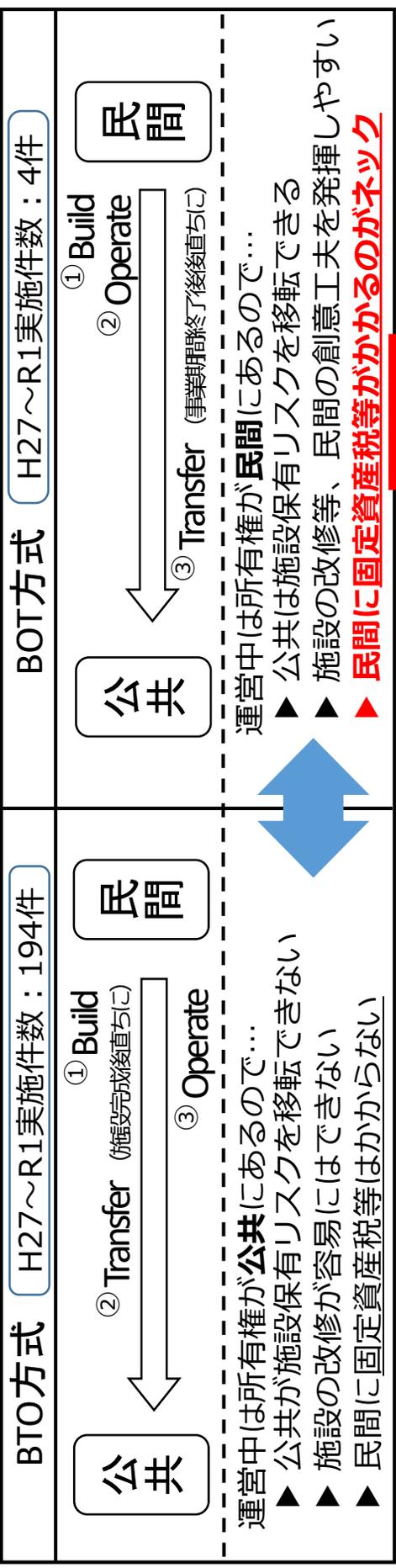
24年度～令和元年度

北海道 フード・コンプレックス	つくば	アジアヘッド クォーター	京浜臨海部 ライフライン ベージョン	アジアNo.1 航空宇宙産業 クラスター	関西イノベーション	グリーン アジア	合計
46億円 16法人	24百万円 1法人	218億円 2法人	29億円 11法人	679億円 97法人	673億円 74法人	1,672億円 135法人	3,319億円 336法人

# 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税、不動産取得税、都市計画税〕

## 課題

- BTO方式とBOT方式は**税制上イコールフレンドリング**になっていない。
- 平成27年度からの5年間でBOT方式による実施件数は4件と**BOT方式が進んでいない**。



## 要望内容

○**BOT方式**により整備される公共施設等に係る**地方税**（固定資産税等）の特例措置の拡充要望

### 【現行措置】

- ▶ 課税標準を2分の1
  - ▶ サービス購入型※のうち、法律により国や地方公共団体がその事業等として実施する権限が生じている施設等
- ※経費の全額を公共が負担する事業

### 【要望】

- ▶ **非課税**
  - ▶ **特例対象の拡充**
  - ・ **混合型や独立採算型の施設**※（市立体育館やプール等）
  - ・ **法令上民間施設と差別化がなされている施設**（**公営書庫等**）
- ※運営等の経費の一部又は全部に施設からの利用料金が充てられる施設

◆PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定(会長：内閣総理大臣))

### 3. 推進のための施策

- (1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し
- (5) 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が發揮しやすいなどのメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、**現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討**する。

# 地方税(法人事業税・資本金等)における特例措置の税制延長要望

## 要望の背景・必要性

- ・株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下、「機構」という。)における資本金等の額  
:200億円(官100億、民100億)
- ・法人事業税(資本金等)納付額=資本金等の額×税率

年度		令和3年度まで	令和4年度以降
資本割	税率	0.5%	0.5%
	課税標準額	20億円(みなし)	200億円
	納付予定額	1,000万円	1億円

↑ 特例措置 期限切れ

⇒特例措置の期限が切れることで、本来新規案件へ投資すべき調達資金が都へ流出。

## 要望事項・効果

機構の資本割の課税標準となる資本金等の額を銀行法における銀行の最低資本金(20億円)とみなす(令和9年3月31日までの5年間延長)

年度		令和4年度以降	特例措置適用後
資本割	税率	0.5%	0.5%
	課税標準額	200億円	20億円(みなし)
	納付予定額	1億円	9,000万円の 1,000万円

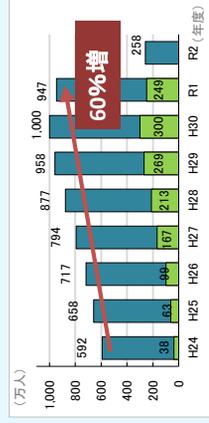
↑

税負担軽減効果

# 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等

## 沖縄観光の現状と課題

入域観光客数・観光収入が大きく増加 (H24→R1)



他方、以下のような課題があり、質的向上が求められる

〔一人当たり観光消費額が横ばい〕



〔観光業の賃金が低い〕



入域観光客数(H24～R2)

観光収入(H24～R2)

一人当たり観光消費額

常用労働者の1人平均月間現金給与総額

## 現行の税制

- 対象地域
  - ・全県
- 対象施設
  - ・スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設
- 対象資産
  - 対象施設の新増設により取得する建物等又は機械等（一の設備の取得価額の合計が1,000万円超）
- 税制優遇措置
  - ・国 税：投資税額控除 機械等：15% 建物等：8%
  - ※限度額(20億円又は法人税額の20%)、4年繰越可
  - ・地方税：①事業税・不動産取得税・固定資産税の減免（減収補填措置あり）
  - ②事業所税の軽減（那覇市）

## 令和4年度税制改正要望概要（案）

- 主として以下の改正を行った上で2年延長
- 対象施設の改廃（適用実績の少ない施設等を廃止し、ワーケーションの推進に資するシェアオフィス等を追加）
- 対象施設の新増設事業のうち、県知事から事業認定を受けた事業の用に供する資産を税制措置の対象化〔事業認定要件のイメージ（選択制）〕
  - 以下を実現する事業
    - ・観光サービス等の高付加価値化
    - ・県産品の利用促進
    - ・従業員給与水準の向上
    - ・新規雇用
    - ・労働生産性の向上 等
- デジタル化を推進するため、対象資産にソフトウェアを追加 等

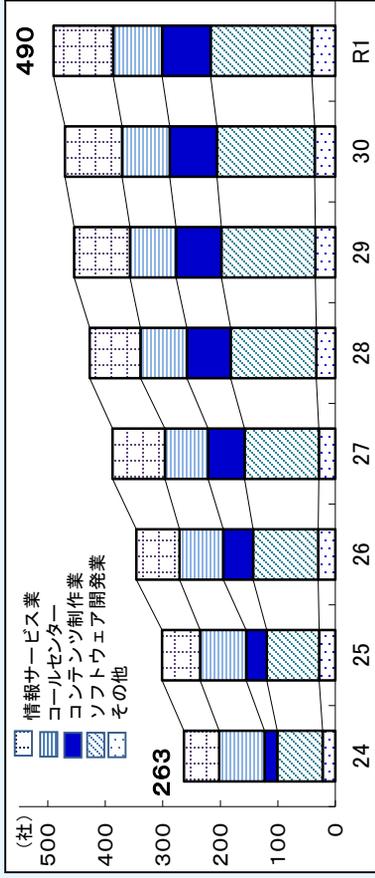
## 目指す姿

- 観光産業のコロナ禍からの再生
- 観光関連施設の整備促進
- 沖縄観光の質的向上
  - ・観光サービスの高付加価値化
  - ・観光業における県産品利用の促進
  - ・観光業の給与水準の引き上げ
- 一人当たり県民所得の向上等

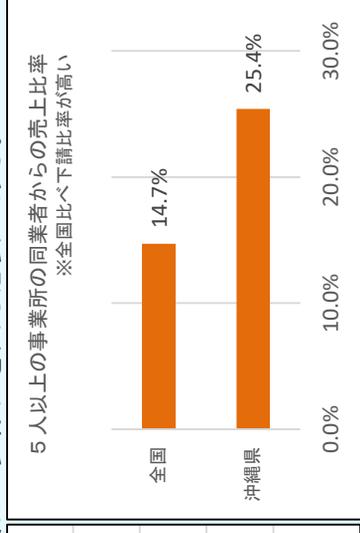
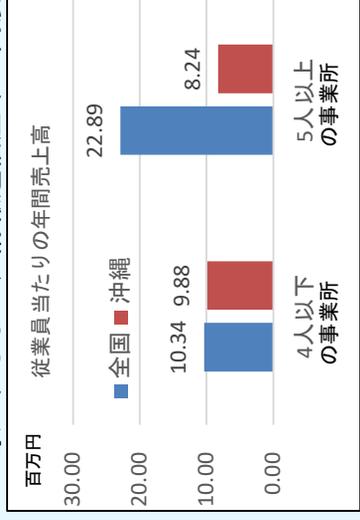
# 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等

## 現状と課題

情報通信関連企業の立地は着実に増加



他方、一定規模以上の事業所において収益性が低いことから、新技術を積極的に導入するなど、情報通信産業の高度化・多様化を図る必要がある。



## 現行の税制

対象地域 (地域) 那覇市等24市町村 (特区) 那覇市等5市村

○対象業種  
・情報特区【所得控除】

データセンター(IDC)、インターネット・イクスチェンジ(IX)、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、情報通信機器相互接続検証事業

・情報地域【税額控除】

上記業種に加え、情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業  
○対象資産：新増設により取得する建物等又は機械等(一の生産設備の取得価額の合計が100万円超)

○税制優遇措置

- ・所得控除 (特区) 40%
- ・税額控除 (地域) 機械等：15% 建物等：8%
- ・地方税 (事業所税、事業税、不動産取得税、固定資産税)

○事業 (計画) 認定  
情報特区 (所得控除) のみ

## 令和4年度税制改正要綱概要 (案)

主として以下の改正を行った上で2年延長

・特区対象業種を改廃

以下の業種のうち、付加価値の高い事業を対象とする

- ① ソフトウェア業
- ② 情報処理・提供サービス業
- ③ 固定電気通信業
- ④ インターネット付随サービス事業

※インターネット・イクスチェンジ(IX)、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)は 上記要件に該当しないため廃止

・対象地域内の新増設事業のうち、県知事から事業認定を受けた事業の用に供する資産を税制措置の対象化

[事業認定要件のイメージ]

- (特区・地域共通)
  - ・従業員の給与水準向上
  - ・IT人材の確保
- ・対象資産に以下を追加
  - ・ソフトウェア

## 目指す姿

○沖縄の情報産業の更なる振興

・沖縄の有利性を活用した情報通信産業の集積

・情報通信産業の高度化・多様化

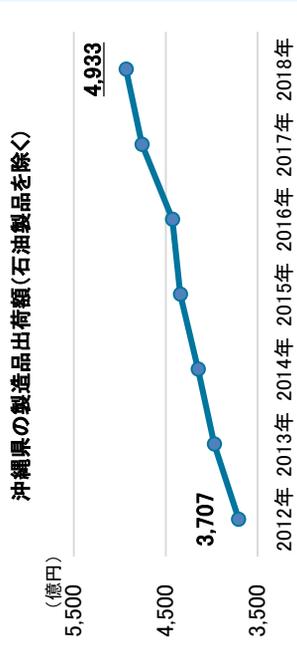
・高度IT人材の育成促進

○一人当たり県民所得の向上等

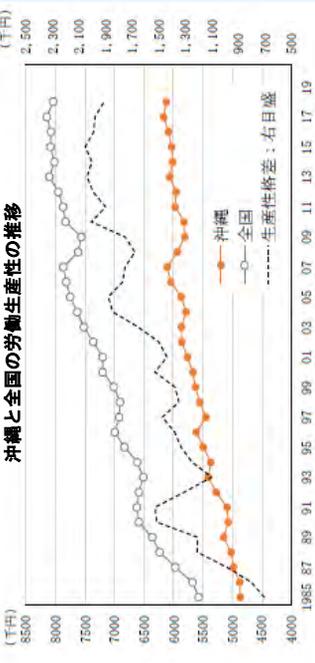
# 沖繩の産業イノベーション促進地域(仮称)(旧産業高度化・事業革新促進地域)における課税の特例措置の延長等

## 現状と課題

本税制を活用した製造業等の集積が図られ、製造品出荷額（石油製品を除く）は、**着実に増加**



他方、産業構造の偏りやこれに伴う低い労働生産性が依然課題として挙げられ、**層の厚い産業構造への転換及びD Xの実現等による産業のイノベーション**が求められているところである



## 現行の税制

- 対象地域：全県
  - 対象業種
    - 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所、電気業（一定要件あり）、計量証明業
  - 対象資産
    - 新増設により取得する建物等又は機械等（一の生産等設備の取得価額の合計が1,000万円超（機械等については100万円超））
  - 税制優遇措置
    - ・国 税：投資税額控除
      - 機械等：15%
      - 建物等：8%
    - 特別償却
      - 機械等：34%
      - 建物等：20%
- ※一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度（投資税額控除・特別償却共通）  
 ※投資税額控除の除限年度額は法人税額の20%（4年繰越可）
- ・地方税：①事業税・不動産取得税・固定資産税の減免（減収補填措置あり）  
 ②事業所税の軽減（那覇市）
- 事業認定：あり（要件：産業高度化・事業革新に有効なもの）

## 令和4年度税制改正要望概要（案）

### 主として以下の改正を行った上で2年延長

- ・地域の変更  
産業イノベーション促進地域（仮称）
- ・対象業種に以下を追加  
ガス供給事業（LNGサテライト設備を設置する場合のみ適用）
- ・事業認定要件に以下を追加  
 [追加する事業認定要件のイメージ]
  - ・従業員給与水準の向上（必須）
  - ・脱炭素の推進  
 （現行2要件も含めた選択制）
  - ・D Xの推進
- ・対象資産に以下を追加
  - ・LNGサテライト設備（構築物として設置されるもの）
  - ・ソフトウェア等

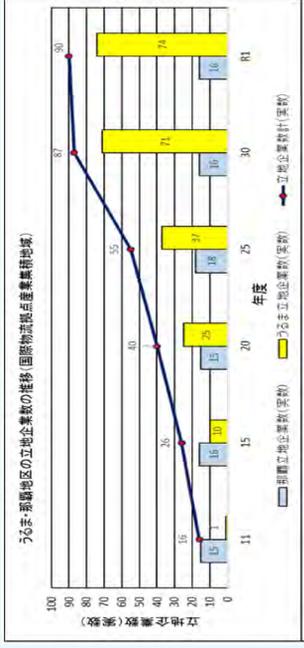
## 目指す姿

- ・製造業及び周辺産業の高度化・高付加価値化、イノベーションの支援
- ・製造業等のさらなる集積を通じた層の厚い産業構造への転換
- ・沖縄における低炭素化の実現
- ・D Xの実現による労働生産性の向上
- ・一人当たり県民所得の向上

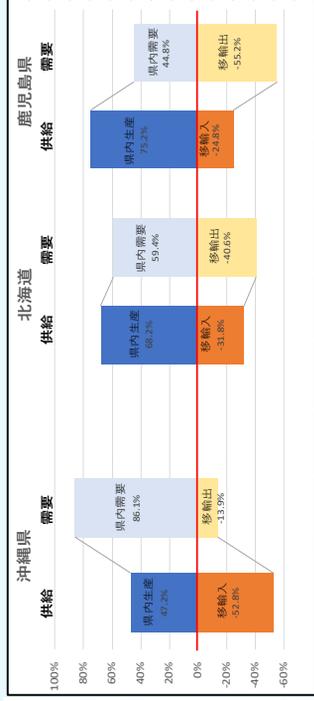
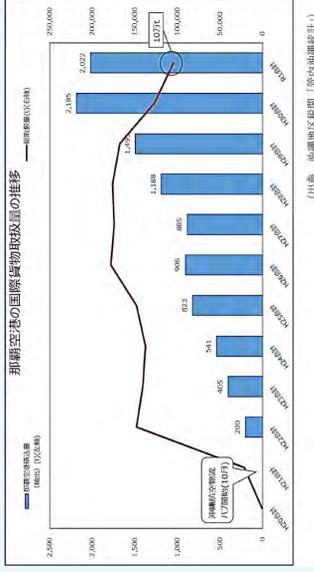
# 沖繩の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等

## 現状と課題

国際物流拠点における立地企業数は**着実に増加**



他方、国際貨物の取扱量が過減し、移輸入量も移輸出量を上回っているが、那覇空港第2滑走路を始めとする物流インフラ整備が進捗してきた状況を活かすため、国際物流拠点産業の一層の集積が必要。



## 現行の税制

○対象地域：糸満市、浦添市、宜野湾市、那覇市、豊見城市、うるま・沖繩地区

○対象業種

- ①倉庫業、②特定の無店舗小売業、③特定の機械等修理業、④製造業、⑤航空機整備業、⑥卸売業、⑦特定の不動産賃貸業、⑧道路貨物運送業 ※①～⑤は特別事業認定(所得控除の対象)の対象業種

○対象資産

新増設により取得する①建物等又は②機械等(一の生産設備の取得価額の合計が①100万円超又は②100万円超)

○税制優遇措置

- ・法人税等：所得控除 所得金額：40%(認定事業者のみ)
- 投資税額控除 機械等：15%
- 特別償却 建物等：8%
- 機械等：50%
- 建物等：25%

※一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度(投資税額控除・特別償却共通)

※投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%(4年繰越可)

・関税：手数料軽減・選択課税(認定事業者のみ)

・地方税：①事業税・不動産取得税・固定資産税の減免(減収補填措置あり)

②事業所税の軽減(那覇市)

## 令和4年度税制改正要望概要(案)

以下の改正を行った上で2年延長

- ・国際物流拠点産業の一層の集積を図り、域外競争力を向上させるため、対象地域にうるま市全域、沖繩市全域を追加
- ・対象地域内の新増設事業のうち、県知事から事業認定を受けた事業の用に供する資産を税制措置の対象化

[事業認定要件のイメージ]

・従業員給与水準の向上

・対象資産に以下を追加

・ソフトウェア

## 目指す姿

- ・沖繩の有利性を活用した国際物流拠点産業の更なる集積
- ・集積された国際物流拠点産業による移輸出の増加・域外競争力の向上
- ・一人当たり県民所得の向上等

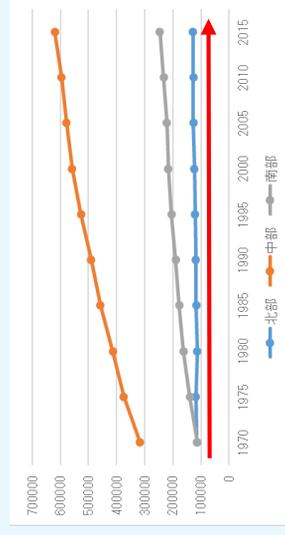
# 沖繩の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等

## 現状と課題

本税制を活用した産業の集積が図られ、北部圏域の1人当たり市町村民所得は**増加傾向**



他方、以下のような課題があり、引き続き**経済金融の活性化が求められている**ところである。  
〔北部圏域の人口は横ばいで推移〕



〔他の地域・特区と比べて企業集積が立ち遅れ〕



北部圏域の1人当たり市町村民所得 (H20～H29)

圏域別人口の推移 (S45～H27)

立地企業増加率の比較 (H26→R1)

## 現行の税制

- 対象地域：名護市
- 対象資産：新増設により取得する建物等又は機械等（一の生産等設備の取得価額の合計が1,000万円超（機械等については100万円超））
- 対象産業：金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等
- 税制優遇措置
  - ・ 国税：所得控除 40%
  - 投資税額控除
    - 機械等：15%
    - 建物等：8%
    - 機械等：50%
    - 建物等：25%
  - 特別償却
    - ※一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度（投資税額控除・特別償却共通）
    - ※投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%（4年繰越可）
- エンジェル税制の特例
- ・ 地方税：事業税・不動産取得税・固定資産税の減免（減収補填措置あり）

## 令和4年度税制改正要望概要（案）

- 以下の改正を行った上で**2年延長**
- ・ 企業立地を一層促進するため、投資税額控除・特別償却に係る対象資産の取得価額を引き下げ
  - ・ 一つの生産等設備
    - 1,000万円 → 500万円
  - ・ 機械/装置、器具/備品
    - 100万円 → 50万円
- ・ 対象資産に以下を追加
  - ・ ソフトウェア

## 目指す姿

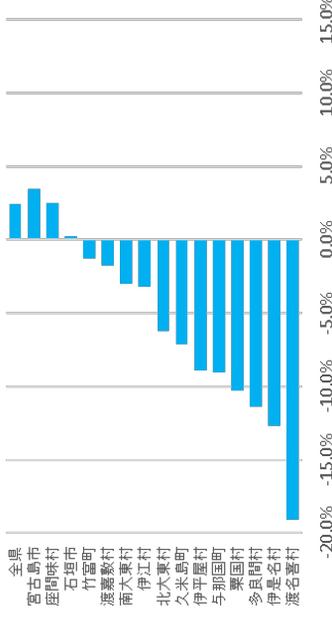
- ・ 沖繩の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な業種の集積
- ・ 「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖繩の経済金融の活性化
- ・ 北部地域の振興・県土の均衡ある発展

# 沖繩の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等

## 沖繩の離島の現状と課題

- 沖繩県全体が人口増加傾向にある中、有人離島の多くが人口減少傾向にある。  
[令和2年国勢調査（速報）：15離島市町村のうち12市町村が人口減少（H27→R2） ※右図]
  - 沖繩県全体に比して、高齢化率が高い。  
[平成27年国勢調査：離島市町村22.7%／沖縄県19.6%]
- ⇒離島の特徴を生かした産業を振興し、雇用の場を創出・確保することで人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図る必要

## ●人口増減率（R2国勢調査速報）



## 現行の税制

- (対象地域：沖繩の離島)
- 対象資産：対象事業の用に供する建物・付属設備
- 対象事業：旅館業
- 対象設備投資：新設／増設
- 税制優遇措置  
【国 税】
  - ・特別償却  
※取得価額×8%
  - ※取得価額1,000万円超
- 【地方税】
  - ・事業税・不動産取得税・固定資産税の減免（減収補填措置あり）
- 特例適用の認定手続：なし

## 令和4年度税制改正要望概要（案）

### 以下のとおり改正を行った上で2年延長

- 対象資産：対象事業の用に供する機械・装置、建物・付属設備、構築物
- 対象事業：旅館業、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
- 対象設備投資：建物・付属設備について改修を追加
- 税制優遇措置  
【国 税】
  - ・割増償却（5年間）  
※機械等：普通償却額×32%  
建物等：普通償却額×62%
  - ※取得価額500万円以上（資本金に応じた別要件あり）
- 【地方税】
  - ・事業税・不動産取得税・固定資産税の減免（減収補填措置）
- 特例措置の適用に当たって、事前の確認手続を導入

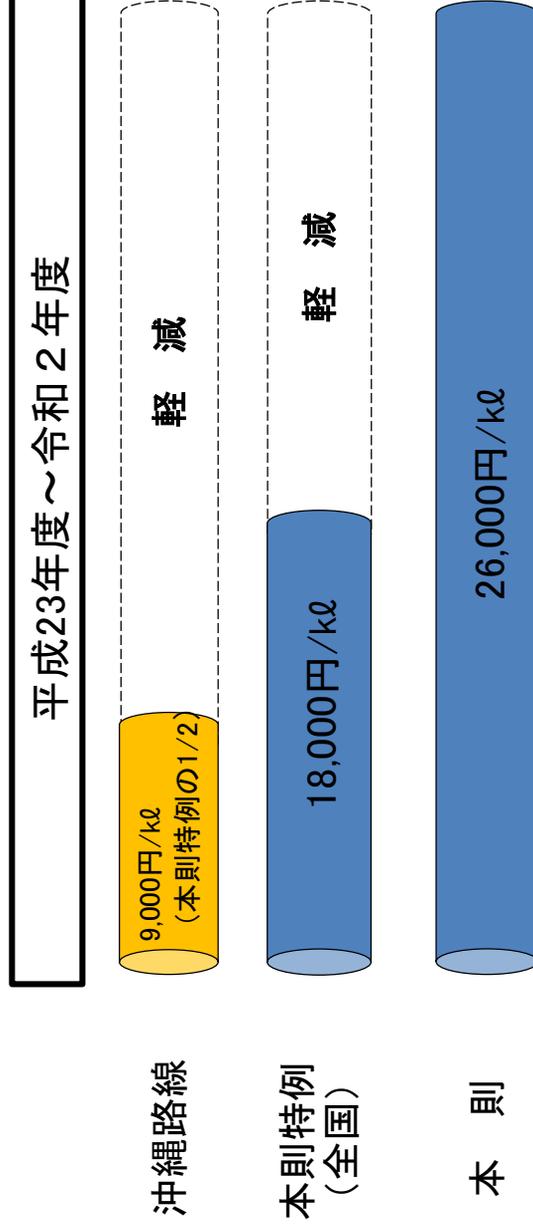
## 目指す姿

- 離島地域の特徴を生かした産業振興
  - ・産業の持続化・高度化
  - ・雇用の場の創出・確保
- 高齢化・人口流出を抑制するとともに、U・Iターンによる人口流入を推進
- 離島地域の抱える条件不利性を克服しつつ、潜在力を発揮した魅力ある島づくりを実現

# 沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置

## 現行の税制

沖縄路線に係る航空機燃料税を本則の1/2に軽減



※令和3年度に限り、令和2年度までの税率から更に1/2に軽減

- ・本則特例9,000円/kL
- ・沖縄路線4,500円/kL

※平成9年度に創設

※対象路線は、本土ー沖縄島（那覇）、宮古島、石垣島、久米島、下地島を結ぶ各路線及び沖縄県の区域内を結ぶ全路線

## 沖縄県の現状と課題

- ・本土から遠隔地にある地理的不利（産業振興等の大きな制約要因）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、国内入域観光客数が急減。  
697万人(R元年度)→258万人(R2年度)

## 令和4年度税制改正要望概要（案）

本則特例の1/2とする措置を継続

## 目指す姿

- ・沖縄路線の航空機を運営する航空会社の事業コストを削減
- ・沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減を後押し
- ・本土からの観光客等の安定的確保及び国際物流拠点としての国際競争力の向上

# 沖縄の特定免税店制度の延長等

## 措置の概要

- 目的：本土から遠隔地にある沖縄の観光客を安定的に確保するため、ショッピングを沖縄観光の魅力の一つとする。
- 免税措置：沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す輸入品について関税を免除（購入限度額：20万円）
- 購入者：沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客
- 購入場所：①空港内旅客ターミナル施設（DFS那覇空港免税店（JAL及びANA側に1箇所ずつ））  
②観光地形成促進地域内の特定販売施設（Tギヤラリア沖縄（那覇市おもろまち））
- 引渡し場所：空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設

## ＜免税品の引渡しまでの流れ＞



## 現状と課題

- ・入域国内観光客数は令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響を受け大きく減少。観光産業はコロナ等社会経済情勢の変化による影響を受けやすく、常に沖縄の魅力向上への取組が求められる。
- ・新型コロナウイルス以前、沖縄への国内観光客数は順調に増加した一方、一人当たり観光消費額は横ばい。
- ・Eコマースへの対応が不十分（購入は店舗のみ）

## 令和4年度税制改正要望概要（案）

- ・現行措置を延長（2年）
- ・オンライン購入を導入（商品は沖縄で受け取り）

## 目指す姿

- ・沖縄観光におけるショッピングの魅力を維持
- ・一人当たり観光消費額の向上  
〔※免税店利用者の一人当たり観光消費額は非利用者より高額〕
- ・オンラインによるショッピングの利便性向上

# 沖繩における電気の安定的かつ適正な供給の確保

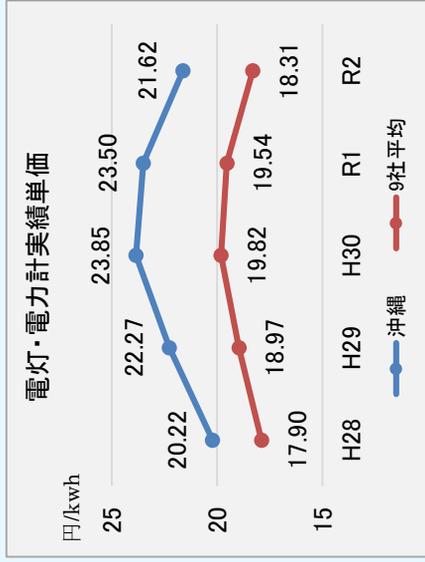
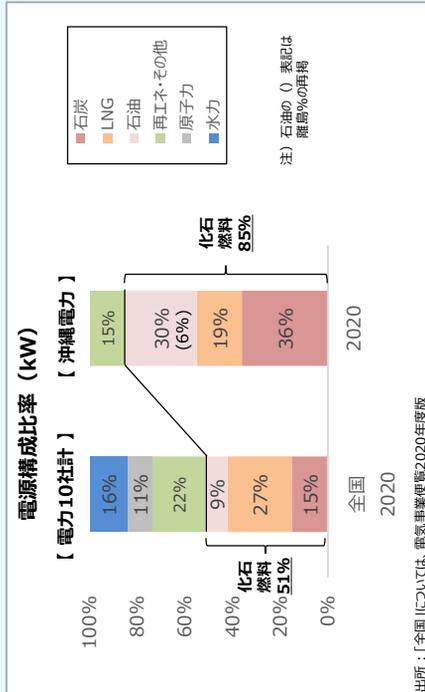
沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長  
 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

## 沖縄の電気事業の現状と課題

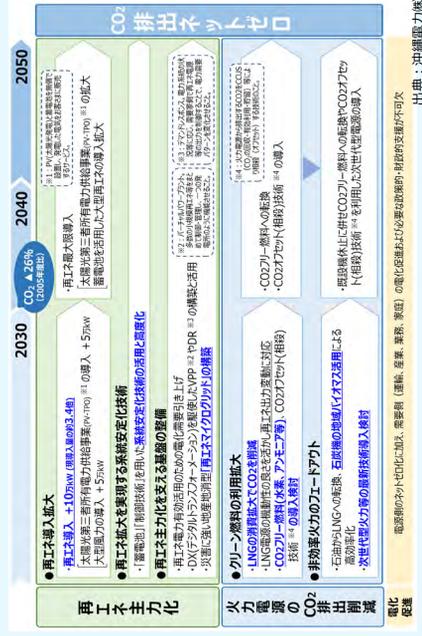
### 構造的不利性

- ・ 地理的・地形的・需要規模の制約から化石燃料に頼らざるを得ない。
- ・ 広大な海域に島が点在しており、供給コストの高い離島を多く抱えている。
- ・ 本土の電力系統と連系されおらず、他電力との電力相互融通が不可能なため、高い供給予備力が必要。

- ・ 現行措置により電気料金は低減されているもの、依然として本土に比べ割高となっている。
- ・ 今後は再生可能エネルギーの導入拡大等により、化石燃料への依存度を下げ、CO2排出削減に取り組んでいくが、以下のような課題がある。  
 ⇒ 実現するには多額の設備投資が必要  
 ⇒ 当面は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源としての役割を担う
- ・ 再生可能エネルギー導入拡大等の過渡期においては、県民や産業に与える影響を踏まえ、引き続き、電気の安定的かつ適正な供給の確保、料金の上昇抑制が必要不可欠。



沖縄電力 CO2排出ネットゼロ ロードマップ



## 現行の税制

- 【国税】
  - 発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除
- 【地方税】
  - 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (2/3)

## 令和4年度税制改正要望概要(案)

### 現行措置を延長(2年)

- ・ 電気の安定供給
- ・ 電気料金の低廉化による県民負担の軽減
- ・ 再生可能エネルギー導入拡大等による脱炭素化の推進

## 目指す姿

# 特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長

## 跡地利用の現状と課題

- 平成25年（2013年）の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づき、今後、嘉手納飛行場以南で約1,000haに及ぶ駐留軍用地が返還される予定。特に普天間飛行場（476ha）、牧港補給地区（268ha）、那覇港湾施設（56ha）など、大規模な跡地は大きな可能性を有しており、その有効活用を図ることは今後の沖縄振興において極めて重要
- 返還予定の駐留軍用地の大部分は民有地であり、公有地が極めて少ない（※）ため、広大な駐留軍用地跡地の利用を迅速かつ円滑に進めるためには、沖縄県、関係市町村等が返還後に必要となる土地を返還前の段階から先行取得することが不可欠

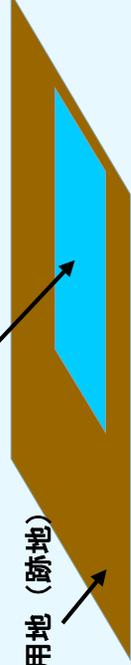
（※）駐留軍用地に占める公有地の割合：本土は87.4%（国有地）、嘉手納飛行場より南は12.9%

## 現行の税制

- 跡地利用特措法（※1）に基づき、特定駐留軍用地（跡地）（※2）内の土地について、特定事業（※3）の用に供するため、沖縄県、関係市町村等により買い取り取られる場合、譲渡所得から特別控除（最高5,000万円）

沖縄県、関係市町村等が特定事業のために買い取り  
（公共用地の先行取得に限定）

特定駐留軍用地（跡地）



- （※1）沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法
- （※2）返還が合意された駐留軍用地（跡地）で、公有地の割合が著しく低く、返還後の跡地の利用促進のために公有地の計画的な拡大が必要であるとして、内閣総理大臣が指定
- （※3）都市計画法等に掲げる事業（道路、公園など）で、事業の種類と土地の面積を「見通し」として公表

## 令和4年度税制改正要望概要（案）

### 現行措置を延長

※跡地利用特措法（法期限（R4.3.31）の改正後の期限まで）

## 目指す姿

- ・跡地利用の早期化など跡地の有効かつ適切な利用の推進
- ・跡地整備による経済効果の最大化
- ・沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造

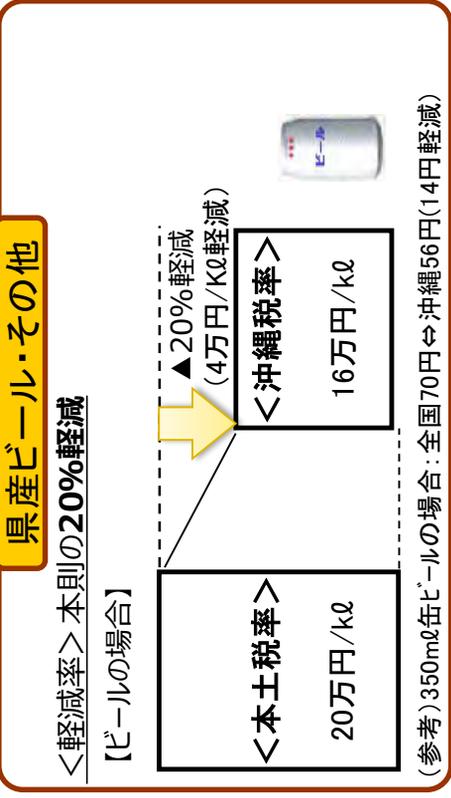
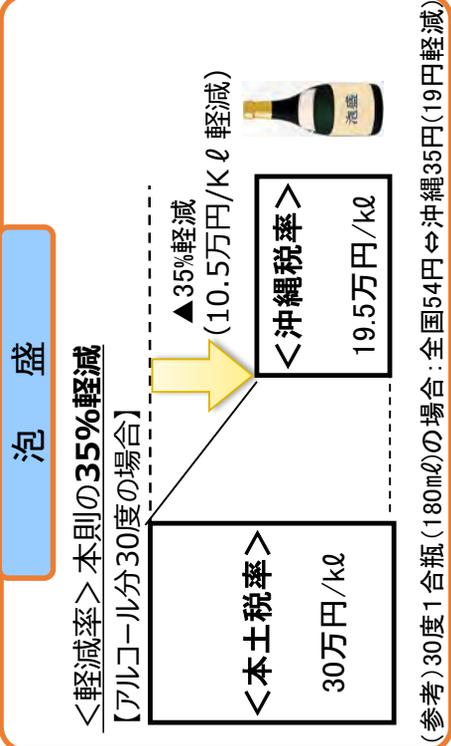
# 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の段階的廃止等

## 現行の税制

### 概要

- ◆ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づき、①復帰前から引き続き酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減

### 軽減税率



### 軽減実績

酒税特例措置額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	31.2	30.4	29.1	27.3	26.2

(単位:億円)

## 現状と課題

- ・ 本措置は本土復帰に伴う激変緩和のためのもの
- ・ 復帰50年を迎え、本措置の見直しの機運の醸成
- ・ 県民ニーズの多様化等により、沖縄県産酒類の県内シェアは低下傾向
- ・ 自立的発展に向けた各酒造所の経営努力が急務
- ・ 新型コロナウイルスによる経営への影響

## 令和4年度税制改正要綱概要(案)

- (泡盛) 県内移出量に応じた軽減率を段階的に引き下げ、10年後に本措置を廃止
- (ビール等) 軽減率を段階的に引き下げ、令和8年10月のビール類税率の統一を機に本措置を廃止

## 目指す姿

沖縄県産酒類製造業の自立的発展

# 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長

## 現行の税制

### 制度の概要

#### ガソリン税の軽減措置

沖縄県内に移出等される揮発油について  
揮発油税・地方揮発油税を**7円/L軽減**

**本土  
税率**

**53.8円/L**

(国税：揮発油税 + 地方揮発油税)

**沖縄  
税率**

**46.8円/L**

(国税：揮発油税 + 地方揮発油税)

7円/L軽減

なお、沖縄県は本軽減措置を前提に石油価格調整税（県税・法定外普通税）として1.5円/Lを徴収し、県内離島への石油製品の輸送費補助事業を実施している。

#### 石油価格調整税(県税)

沖縄本島から県内  
離島への石油製品  
の輸送費を補助

揮発油  
・灯油  
・軽油  
・A重油

1.5円/L

5.5円/L

### 軽減実績

(単位：億円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ガソリン税軽減税額	47.0	48.3	47.9	47.1	44.9
(参考) 輸送費補助実績	9.8	10.2	9.7	9.8	10.1

## 現状と課題

- ・沖縄県民の生活及び産業経済の安定のため、ガソリン価格を抑制
- ・脱炭素やDX・技術革新など、取り巻く環境の変化

## 令和4年度税制改正要望概要(案)

現行措置の2年間延長

## 目指す姿

沖縄県民の生活及び産業経済の安定

## ◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の 印紙税の非課税措置の延長

### 【現状】

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**令和4年3月31日まで**の間には、**印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

**【要望事項】** 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望する。

### 【印紙税の非課税制度の概要】

#### 【特別貸付制度】

通常より有利な条件を設定  
(貸出金利・据置期間等)

公的金融機関等  
民間金融機関

特別貸付け

影響を受けた事業者

特別貸付けに際して作成する  
契約書の印紙税を非課税

令和4年3月31日まで

特別貸付けの期限  
まで延長を要望

# 従要望一覧

1. 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）
2. 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長（所得税、個人住民税）
3. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長（所得税）
4. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長（固定資産税）
5. 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）
6. 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
7. 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設

## 連絡先一覧

項目名	担当局・課	連絡先
<b>1. 地方創生の推進</b>		
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	地方創生推進事務局 地方拠点強化税制班	(直) 03-3501-1697
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長	地方創生推進事務局 地域再生担当	(直) 03-5510-2457
国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国家戦略特区における所得控除制度の延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除の延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
<b>2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進</b>		
PFI 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置の拡充	民間資金等活用事業推進室	(直) 03-6257-1653
民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	民間資金等活用事業推進室	(直) 03-6257-1653

3. 沖縄政策の推進		
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室	（直）03-6257-1682
沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室	（直）03-6257-1682
沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置	政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室	（直）03-6257-1682
沖縄の特定免税店制度の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室	（直）03-6257-1682
沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付政策調整担当参事官室	（直）03-6257-1692
沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の段階的廃止等	沖縄振興局調査金融担当参事官室	（直）03-6257-1673
沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	（直）03-6257-1673
4. 政府系金融機関による資金繰り支援		
新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	（直）03-6257-1673